

令和3年2月18日

北方町長 戸部 哲哉 様

北方町水道事業経営審議会
会長 廣瀬 義治

水道料金の改定について（答申）

令和3年2月17日付け北上下第20号で諮問のありました水道料金の改定について、令和3年2月17日北方町水道事業経営審議会を開催して慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会の意見は、「料金改定は妥当」とします。

答申に当たって

令和元年度上水道事業会計決算における経営状況は、収益的収支において純利益を計上し、利益剰余金を適切に積み立てるなど、経営は安定しており健全な状態にあると言えます。経営状況を分析する各種指標の値も、全国の同級他団体と比較して良好な数値を保持しており、健全な経営状況を裏付けています。

しかしながら、県内他団体と比べて有収率の値は低調であり、配水施設（設備）に課題を抱えるほか、施設の老朽化・耐震化対策の必要性がますます高くなってきており、加えて設備や機器の更新時期が到来しているなど、計画的な施設整備と維持管理体制の確立が必要です。

今後の水需要は、人口減少社会の到来により給水人口、使用水量ともに伸び悩むものと容易に予測でき、給水収益の増加を見込むことが厳しい状況であることは論を俟ちません。

今回諮問された料金の改定は、料金体系を抜本的に見直すものではなく、水道事業経営戦略に基づいて、公共下水道事業の料金体系に同調させるために基本料金に付与される水量を12m³から10m³に引き下げるもので、収支状況を大幅に改善できるものではありません。

前述した山積する経営課題解決のためには安定的な財政運営が不可欠であり、今回の料金改定は少なからず水道事業の経営安定に寄与するものと認められるため、本審議会の意見を「料金改定は妥当」とするものです。